

審査会回答第30号
平成22年8月10日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年7月2日付け政法第794号による意見照会について、下記のとおり回答します。

第1 事案名

意見照会第23号

平成20年4月14日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月10日付け政法第82号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分1」という。）及び平成20年4月10日付け政法第83号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分2」といい、「本件処分1」と併せて以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 理由

(1) 本件処分1について

ア 本件処分1に係る開示請求（以下「本件請求1」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書1」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「平成19年度に法定受託事務で作成した行政文書」というものである。

イ 実施機関は、本件請求書1の内容からは本件請求1に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月21日付け政法第6243号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年3月22日付けで回答書（以下「本件回答書1」という。）が送付された。

ウ 本件回答書1に記載された内容は「『地方自治法で規定されている法定受託事務で千葉県職員が平成19年度に作成した一切の行政文書（出先機関も含む）』に変更する。（担当課は情報公開個人情報センターで特定のこと）」というものであった。

実施機関は、本件回答書1には本件請求1に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備が解消されていないと判断し、本件処分1を行った。

エ 当審査会で確認したところ、法定受託事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第9項第1号で、都道府県が処理することとされる法定受託事務を、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されている。

また、法第2条第10項で、法に定める法定受託事務として、都道府県が行う法定受託事務について、別表第1にその法律及び事務を掲げている。

別表第1に掲げる法定受託事務に係る法律及び事務は極めて広範囲なものであり、実施機関のおよそすべての機関が当該事務に関与していることが推認され、法定受託事務については膨大かつ多様な行政文書を実施機関が保有していることとなる。

オ 本件請求書1の記載内容からは、開示請求する行政文書の範囲は、「法定受託事務」という記載により形式的には一応明らかではあるものの、相当広範囲にわたるものであると思料される。

本件請求1に係る行政文書を特定するためには、実施機関が保有する広範囲かつ多量にわたる法定受託事務に関連する行政文書ファイルから、異議申立人が求める行政文書と他の行政文書との識別を要することとなり、行政事務に著しい支障が生じるおそれがあり、このような開示請求は、請求の対象が広範かつあいまいに過ぎることから、特定するに足りる事項の記載が十分であるとは認められない。

カ 実施機関は、本件請求書1の記載内容では行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であると判断し、異議申立人に対し具体的な記載について補正を求めたものであるが、本件回答書1を確認したところ、補正の求めに対する具体的な記載はなく、本件請求書1に対する補正がなされたとは認められない。

キ よって、本件回答書1によっても形式上の不備が解消されず、対象となる行政文書を特定することができないという実施機関の説明は首肯できる。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分2に係る開示請求（以下「本件請求2」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書2」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「国庫補助のあった施設の指定管理者の取扱いについてわかる一切の書類（国からの通知、補助金返還についても含む）」というものである。

イ 実施機関は、本件請求書2の内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月21日付け政法第6244号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年3月22日付けで回答書（以下「本件回答書2」という。）が送付された。

ウ 本件回答書2に記載された内容は「『平成9年度以降の国庫補助のあった施設について、地方自治法改正による指定管理者について、その取扱い（補助金等返還についても含む）についてわかる一切の書類』に変更する。（担

当課は情報公開個人情報センターで特定のこと：出先機関も含めること）」というものであった。

実施機関は、本件回答書2には本件請求2に係る行政文書を特定するに足る具体的な記載はされておらず、形式上の不備が解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

エ 当審査会で本件請求書2を確認したところ、「国庫補助のあった施設」の種別については明確な記載はなく、仮に県の施設であるとしても、「指定管理者の取扱いについてわかる」との記載では、制度の導入から指定管理者の指定までの各種手続に係る文書をはじめ、一般的な取扱いに関する通知やそのほか種々のものが想定され、どこまでを含むか範囲が明らかでないため、特定するに足る事項の記載が十分であるとは認められない。

オ 実施機関は、本件請求書2の記載内容では行政文書を特定するに足る事項の記載が不十分であると判断し、異議申立人に対し具体的な記載について補正を求めたものであるが、本件回答書2を確認したところ、補正の求めに対する具体的な記載はなく、また、追加された文言によっても結果的に請求内容に変わりはないことから、本件請求書2に対する補正がなされたとは認められない。

よって、本件回答書2によっても形式上の不備が解消されず、対象となる行政文書を特定することができないという実施機関の説明は首肯できる。

(3) 以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、異議申立ての理由の中で、本件処分について、「補正要求権、却下権を濫用して場合によっては異議申立てされてもそれを放置するという、県情報公開条例の運用を悪用している」と主張する。

(2) 本件処分については、上記2の理由で述べたとおり、開示請求の対象となる行政文書を特定することができないことから、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第2項の規定により補正を求めたものであるが、その回答によっても開示請求書の不備が補正されず開示請求を却下したものであり、異議申立人の上記(1)の主張には合理性がない。